

## 問 1

「難民」の定義は1951年難民条約1条および1967年同条約議定書1条により定められている（参照、出入国管理および難民認定法2条3の2）。

難民としての保護を申請する者は、その定義に該当することを証明しなければならない。ところが、そもそも難民は母国から何らかの形で逃れて来るのが通例であり、十分な証拠を備えていないことが多い。そこで、どの程度の証明が求められるかが頻繁に問題となる。以下の二つの裁判例を比較し、一方では難民と認定され、他方ではされなかった事情を説明した上で、その結論の差異は事実関係の差異に合理的に基礎づけられるか、そうでないとなればいずれの判断がより適切であるか、論ぜよ。

- 東京地方裁判所 2007（平成19）年7月26日判決 2007WLJPCA07268008
- 東京地方裁判所 2015（平成27）年8月28日判決 2015WLJPCA08288008

## 【参考】

- ◇ [UNHCR, Handbook and Guidelines on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status](#) パラ 195-205
- ◇ （和訳）[UNHCR『難民認定基準ハンドブック』\(改訂版\)](#)

## 問 2

以下のような場合、難民認定申請者は難民条約1条の意味での「迫害」を受けている（受けるおそれがある）と言えるか。

- 内戦が生じている国に住んでいる場合
- 大規模水害により住める場所がなくなる場合
- 居住していた島が海面上昇により海面下に沈む場合
- 食料が大幅に不足し餓死の危機に直面する場合
- 被差別集団に属し、貧困な生活を余儀なくされる場合

## 問 3

難民条約33条はいわゆるノン・ルフールマン(non-refoulement)の義務を定めている。同条によれば、一定の場合に国家は“expel or return... to the frontiers”してはならない義務を負う。では、次のような場合、同条の違反が生じるか。いずれも、難民申請（希望）者は難民条約1条の定義に該当するものとする。

- 陸続きの国境で入国を拒否する場合
- 陸続きの国境において当該の者が国内に侵入したところ、国境から5メートルの地点で警官が捕まえ、国境外に押し返す場合
- 国際空港の入国審査場において入国を拒否し、送還する場合
- 入港した船舶から上陸を拒否し、送還する場合
- 当該の者が乗船した船舶が領海に入るのを阻止する場合

以上